

# ウラセグループ人権方針

## 基本的な考え方

ウラセグループ(ウラセ株式会社、株式会社アップテック、株式会社マルサンアイの3社)は、社是の遵守、経営理念の実現、企業行動規範のさらなる浸透、グループのさらなる発展のために、全ての事業活動の土台としてウラセグループ人権方針(以下、「本方針」)を作成します。

本方針は、役員、従業員、派遣労働者等ウラセグループで働く全ての人に適用されます。私たち(ウラセグループで働く全ての人及びウラセグループ)は、全てのステークホルダーとのエンゲージメントを大切にしつつ、本方針に沿って人権尊重を推進します。また、私たちは、バリューチェーン内の全てのビジネスパートナーにも、本方針の理解と遵守を強く期待します。

## ウラセグループが尊重する人権とは

私たちは、国際人権章典及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」で規定された各種人権等、国際的に認められた人権を尊重します。

## 人権尊重にあたって依拠する規範等

私たちは、国際的に認められた人権の尊重に当たり、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」「国際労働機関(ILO)多国籍企業宣言」「OECD 多国籍企業行動指針」等の国際的な人権規範を支持し、これらに定められる手順に準拠します。

また、私たちは、各国・地域における法規制を遵守します。

万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が、異なる場合はより高い基準に従い、相反する場合には国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

## 特に重要な人権課題とそれらへの対処方針

私たちは、働く人の人権尊重を最も重視し、次のような責任ある労働慣行の推進を重要人権課題に位置付けています。

- あらゆる形態の強制労働の禁止
- あらゆる形態の児童労働の実効的な廃止
- 雇用及び職業におけるあらゆる形態の不当な差別およびハラスメントの完全な排除
- 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認
- 安全で健康的な労働環境の確保
- 適正な雇用及び福利厚生の確保
- 適正な賃金支払い
- 適切なプロセスによる人権デューデリジェンスの実施
- 外国人労働者の脆弱性への配慮

私たちは、とくに、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分、門地、文化、年齢等を理由とした不当な差別については、労働条件等雇用及び職業に関わるものはもちろん、それ以外の不当な差別も一切行いません。

## 人権尊重に関するガバナンス体制

私たちの人権尊重への取り組みは、取締役管理本部長が責任を担い、取締役会が監督します。

## 人権尊重のための人権デューデリジェンスの実施

私たちは、事業に関連する人権の潜在的または顕在的な負の影響を特定し、予防、軽減するため、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」および「責任ある企業行動のためのOECD デュー・デリジェンス・ガイダンス」に則って、人権デューデリジェンスを実施します。

## 苦情処理メカニズムと救済へのアクセス

私たちは、人権に関するあらゆる懸念についてあらゆるステークホルダーが利用できる人権相談窓口を設置してグリーンバンス・メカニズムとして運営し、救済へのアクセスの担保、適切な救済措置の提供、通報者の個人情報保護の徹底、通報者への不利益な取り扱い、脅迫や報復行為の禁止等を通じて、実効性のある通報対応を行います。

## 情報開示とステークホルダーエンゲージメントの方針

ウラセグループは、人権尊重の取り組みの進展状況や結果などを、当社ウェブサイト等で開示します。また、当社は、人権尊重への取り組みを推進すべく、ステークホルダーとの対話を重視し、専門的知見を参照することを怠りません。

本方針の中で掲げている「特に重要な人権課題とそれらへの対処方針」は、取引先や従業員とのエンゲージメントを通じて定め、適宜改訂していきます。特に、脆弱性の高い人々へのエンゲージメントを高めていきます。

2025年5月23日

ウラセ株式会社

代表取締役社長

松田 徹